

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程

平成22年4月1日

法人規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則第37条の規定に基づき、教職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 この規程に定めのない教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(1週間の勤務時間)

第3条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員育児休業等規程第16条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該申出を行った育児短時間勤務の内容に従い、理事長が定める。

3 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程第4条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の勤務時間は、前項に規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、理事長が定める。

4 理事長は、業務の運営上により特別の形態によって勤務する必要のある教職員（育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員を除く。）については、第1項のに規定にかかわらず、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、理事長は、育児短時間勤務教職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再雇用短時間勤務教職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務教職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再雇用短時間勤務教職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 理事長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、細則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務教職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再雇用短時間勤務教職員にあっては、8日

以上) を設けなければならない。ただし、業務の特殊性又は特殊の必要（育児短時間勤務教職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である教職員について、細則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りではない。

(週休日の振替等)

第6条 理事長は、教職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、細則の定めるところにより、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち細則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第7条 1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性により必要があるときは、労基法第34条第2項の規定による協定の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(始業及び終業の時刻等)

第8条 第4条第2項の規定による所定勤務時間の割り振り及び前条第1項の規定による休憩時間については、次のとおりとする。

- (1) 始業時刻 午前8時45分
- (2) 終業時刻 午後5時30分
- (3) 休憩時間 正午から午後1時まで

2 育児短時間勤務教職員、再雇用短時間勤務教職員及び業務の性質により前項の規定によることができない教職員の所定勤務時間の割り振り及び休憩時間については、理事長が別に定める。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、労基法第36条の規定による協定の定めるところにより、正規の勤務時間以外の時間において教職員に勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該教職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として細則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第9条の2 理事長は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程（平成22年法人規程第6号。以下「給与規程」という。）第23条第5項の規定により時間外勤務手当を支給すべき教職員に対して、細則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、勤務日等（第4条第2項、第

5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。第12条第1項において同じ。)で細則で定める期間内にあるもの(第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された教職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務を命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間において勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う教職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として細則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある教職員(教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして細則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。)が、細則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 理事長は、3歳に満たない子のある教職員が、細則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある教職員が、細則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第9条に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、第17条第1項の要介護者を介護する教職員に準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として細則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある教職員(教職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして細則で定める者に該当する場合における当該教職員を除く。)が、細則の定めるところにより、「当該子を養育する」とあるのは「第17条第1項の要介護者(以下この項から第3項までにおいて「要介護者」という。)のある教職員が、細則の定めるところにより当該要介護者を介護する。」と、「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「3歳に満たない子のある教職員が、細則の定めるところにより、当該子を養育する」とあり、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある

教職員が、細則の定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護のある教職員が、細則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「当該請求をした教職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続きその他の勤務の制限に関し必要な事項は、細則で定める。

(休日)

第11条 教職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

(休日の代休日)

第12条 理事長は、教職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、細則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第9条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間を指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された教職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第13条 教職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる教職員以外の教職員 20日（育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で細則で定める日数）

(2) 次号に掲げる教職員以外の教職員であって、当該年度の中途において新たに教職員となるもの その年度の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で細則で定める日数

(3) 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける教職員、特別職に属する地方公務員、地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社法若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が公立大学法人金沢美術工芸大学と密接な関連を有する法人のうち細則で定める法人に使用される者（以下の号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用教職員等」という。）であった

者であって、引き続き当該年度に新たに教職員となったものその他細則で定める教職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用教職員等として在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の細則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で細則で定める日数

- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、細則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。
- 3 理事長は、年次有給休暇を教職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合において、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 第1項の規定により有給休暇を10日以上与える教職員に対しては、そのうちの5日について、教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより与えるものとする。ただし、前項本文の規定による有給休暇を与えた場合においては、当該与えた有給休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分については、時季を定めることにより与えることを要しない。

（病気休暇）

第15条 病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

（特別休暇）

第16条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の理由により教職員が勤務しないことが相当である場合として細則で定める場合における休暇とする。この場合において、細則で定める特別休暇については、細則でその期間を定める。

（介護休業）

第17条 介護休業は、教職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他細則で定める者で負傷、疾病又は老齢により細則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものという。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、理事長が、細則の定めるところにより、教職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休業とする。

- 2 介護休業の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 介護休業については、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第21条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同規程第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第17条の2 介護時間は、教職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における時間とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必

要と認められる時間とする。

3 介護時間については、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程第21条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同規程第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休業及び介護時間の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（細則で定めるものを除く。）、介護休業及び介護時間については、細則で定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

（公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正前の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第18条の規定により介護休業の承認を受けた教職員であって、この規程の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において当該介護休業の初日（以下この条において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休業に係る第1条の規定による改正後の公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第17条第1項に規定する指定期間については、理事長は、細則で定めるところにより、初日から当該教職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月26日決裁、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員給与規程の一部を改正する規程附則第5条による改正抄）

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。